

社会的養護Ⅰ①

# 「子どもの権利保障」



担当：鑑 さやか

# 子どもについて

✓ 児童？子供？子ども？

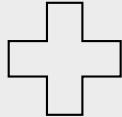
✓ 子どもってどんな存在？

人間として、また、

社会的存在として発達途上にある

→ 大人と社会の「\_\_\_\_\_」とする存在

→ ひとりの人間としての「\_\_\_\_\_」もつ存在



次世代を担う大切な「\_\_\_\_\_」でもある



# 「子ども観」の変遷

子どもは「おとのなの\_\_\_\_\_」



子どもは「\_\_\_\_\_おとな」



「\_\_\_\_\_としての子ども」



「\_\_\_\_\_としての子ども」



「\_\_\_\_\_としての子ども」



# 国際的な児童福祉理念の発達

## ～児童福祉に関する重要な宣言等～

	宣言名等	スローガン等
1909	「_____」 (米国)	家庭生活は文明の最高・最善の產物
1924	「_____」 (国連)	世界初の児童権利宣言 児童に対し最善のものを与える義務
1951	「_____」 (日本)	児童は、人として尊ばれる 児童は、社会の一員として重んぜられる 児童は、よい環境のなかで育てられる
1959	「_____」 (国連)	児童の最善の利益について最善の考慮が払われなければならない

# 国際的な児童福祉理念の発達

## ～児童福祉に関する重要な宣言等～

	宣言名等	スローガン等
1979	「_____」	わが子への愛を世界の子どもに
1989	「_____」 (国連)	受動的権利の強化 能動的権利の明文化
1990	「_____」	子どもの生存、保護及び発達に関する世界宣言
2000	「_____」	ミレニアム開発目標

# 児童の権利に関する基本理念

- ✓ 児童憲章

「\_\_\_\_\_」と

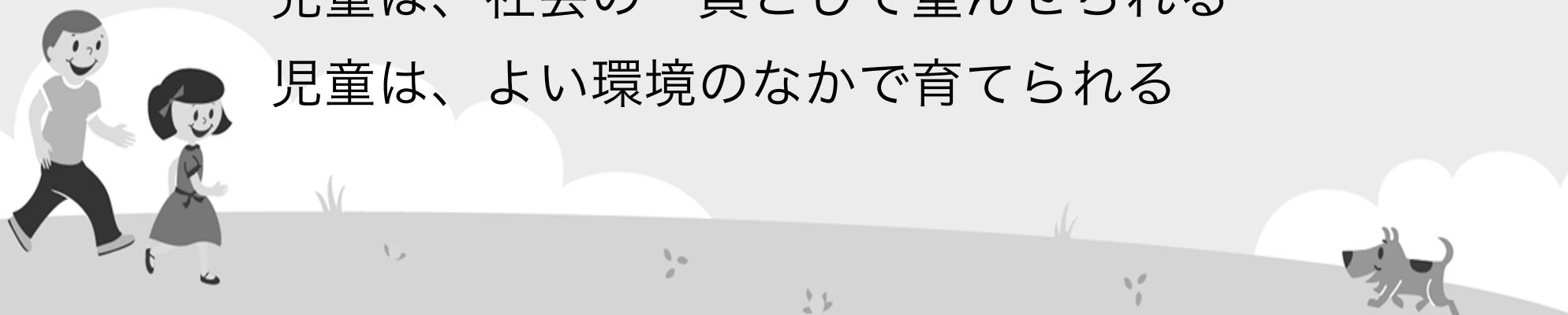
「\_\_\_\_\_」から成る児童福祉の規範的な宣言

特に、前文は戦後日本の児童福祉の基本理念となっている

→ 児童は、人として尊ばれる

児童は、社会の一員として重んぜられる

児童は、よい環境のなかで育てられる



## 子どもの受動的な権利とは？

児童は、成人の保護が必要な存在であるため、

児童憲章の表現にみられるように、

受身の存在としての権利が重視されてきた。

これが受動的権利であり、権利が保障されるか否かは

「大人」の側の考え方によ存していることとなる。



✓ 児童の権利に関する条約

：「\_\_\_\_\_」年採択 「\_\_\_\_\_」年批准の理念

「_____」	<ul style="list-style-type: none"><li>・差別の禁止</li><li>・措置の原則は児童の最善の利益を図ること</li><li>・父母の責任・権利・義務を明記 (第一義的養育責任)</li><li>・教育を受ける権利</li><li>・親による虐待・放任・搾取からの保護など</li></ul>
「_____」	<ul style="list-style-type: none"><li>・児童の意見表明・表現の自由の権利を明記</li><li>・思想・良心・信教の自由の権利を明記</li><li>・結社・集会の自由</li><li>・親を知る権利 など</li></ul>

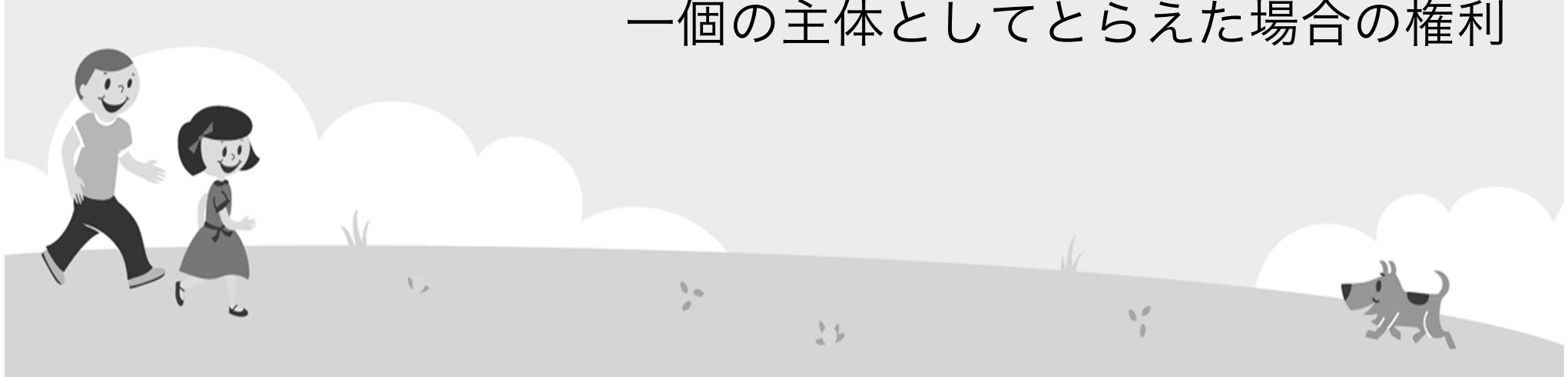
## 児童の権利に関する条約のポイント

- 児童を「\_\_\_\_\_」のすべての者と規定
- 子どもの受動的権利を「\_\_\_\_\_」
- 子どもの能動的権利を「\_\_\_\_\_」

子どもの能動的な権利とは？

児童を基本的人権をもつ

一個の主体としてとらえた場合の権利



# 子どもの権利条約：4つの柱

1. 「\_\_\_\_\_」



2. 「\_\_\_\_\_」



3. 「\_\_\_\_\_」



4. 「\_\_\_\_\_」



# 「子ども家庭福祉」における 「子ども（児童）」のとらえ方

- ① 児童は、「\_\_\_\_\_」である
- ② 児童は、「\_\_\_\_\_」と同時に  
「\_\_\_\_\_」も有する存在である
- ③ 児童は、家族や社会から「\_\_\_\_\_」されながら、  
「\_\_\_\_\_」する存在である



# ウェルビーイング(well-being)

- ✓ 個人の権利や自己実現が保障され、

「\_\_\_\_\_」

「\_\_\_\_\_」

「\_\_\_\_\_」に良好な状態にあること

- ✓ 「ADL」 (Activity of Daily living) から

「\_\_\_\_\_」 (Quality of Life) への転換

- ✓ 「自己決定」「自己実現」「子どもの最善の利益の尊重」



# 親権

- ✓ 戦前の民法：「家のため」「親のため」の親子法規定
- ✓ 戦後の民法：「\_\_\_\_\_」の規定
  - \* 監護及び教育の権利義務権（820条）
  - \* 居所の指定権（821条）
  - \* 懲戒権（822条）
  - \* 職業許可権（823条） 等



✓ 親権を適正に行使しない親については、

\* 「\_\_\_\_\_」（民法834条）

→子ども、子どもの親族、未成年後見人、  
未成年後見監督人、検察官

\* 「\_\_\_\_\_」（児福法第33条の7）

→児童相談所長

\* 「\_\_\_\_\_」（民法834条の2）

→親権停止の申立ては親権喪失と同様の者が行える



# 児童福祉法

～子ども家庭福祉の基本を定める法律～

経緯：戦後、児童が置かれている劣悪な状況に対し、GHQが  
厚生省へ指示、厚生大臣が中央社会事業委員会に諮詢し、  
「\_\_\_\_\_」年12月制定、翌年1月1日施行

全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から  
自立支援まで一連の対策の更なる強化等を測るため、児童福祉法が大  
改正された

(成立：平成「\_\_\_\_\_」年5月27日

公布:平成28年6月3日、施行:平成29年4月1日※一部H28,10,1)



- ✓児童福祉法の理念を明確化するとともに、
- ✓母子健康包括支援センターの全国展開、
- ✓市町村及び児童相談所の体制の強化、
- ✓里親委託の推進等の所要の措置を講ずる。



## 第一条（児童福祉の理念）

全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのつとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

## 第二条（児童育成の責任）

全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

2 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

3 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

## 第三条（原則の尊重）

前二条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、

この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたつて、常に尊重されなければならない。



社会的養護Ⅰ②

# 「社会的養護の歴史」



担当：鑑 さやか

# 明治以前

飛鳥時代	厩戸皇子：593年「悲田院」設立 (聖徳太子) 孤児・棄児の収容保護
奈良時代	和氣広虫：戦乱孤児の保護・養育
中世（封建社会）	子どもが親の犠牲になること「孝の行為」 仏教関係者による孤児の収容・保護
室町～戦国時代	キリスト宣教師による児童救済活動
江戸時代中期	1690 「捨子禁止に関する最初のお触れ」 1767 「間引き禁止令」
江戸時代後期	「五人組制度」に「捨て子の養育」 「七部積金制度」町会所で孤児の養育

# 明治期に活躍した慈善事業家

1874 (明治7)	乳児や孤児を救済するため 「_____」を創設
1883 (明治16)	日本初の感化院である 「_____」を創設 (大阪)
1885 (明治18)	東京に 「_____」を創設 (東京)
1887 (明治20)	バーナードホームにならって 「_____」を創設

# ピックアップ 石井十次の「岡山孤児院」

- ✓ 岡山孤児院十二則の策定
  - ・小舎制（家族制）の導入
  - ・里親制度の導入
  - ・退所する児童の自立支援・職業指導
- ✓ 無差別収容主義
- ✓ 三代教育



1890 (明治23)		日本初の託児所である新潟静修学校付設の 「 _____」を創設
1891 (明治24)		災害孤児のための孤女学園を創設
1897 (明治30)		「 _____」へ名称変更し 「 _____」へ変更
1899 (明治32)		感化院である 「 _____」を東京巣 鴨に設立し、 1914年にその分校として 「 _____」を創設 ※ 「 _____」の制定にも尽力した
1900 (明治33)		貧民のための幼稚園である 「 _____」を創設

# 大正・昭和初期に活躍した慈善事業家

1921 (大正10)		肢体不自由児に教育と理学療法を施す学園 「_____」を創設
1932 (昭7)		肢体不自由児のための公的な学校 「_____」を開設
1942 (昭17)		医療を主体とする肢体不自由児施設 「_____」を創設
1946 (昭21)		知的障害児施設 「_____」を創設 「この子らを世の光に」という言葉を残した
1963 (昭38)		重症心身障害児施設である 「_____」を創設